印西地区環境整備事業組合 次期中間処理施設整備事業 地域振興策基本計画に係る 経営診断業務委託

> 公募型プロポーザル 募集要項

> > 令和5年5月2日

目次

第1節	総則・・・・・・ P 1
第2節	参加申し込みの手続き・・・・・・・P4
第3節	質問及び回答・・・・・・・・・P5
第4節	評価組織及び評価項目・評価基準等・・・・P6
第5節	評価方法及び最優秀提案者の選定・・・・P7
第6節	失格要件等・・・・・・・・ P 9
第7節	情報公開・・・・・・・・・・・・・・・P1C

関係書類

別紙1 公募型プロポーザルの評価項目等一覧

別紙様式1 参加申込書

別紙様式2 業務の実施体制

別紙様式3 質問書

仕様書

業務委託契約書 (案)

第1節 総則

第1項 業務名

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係る経営診 断業務委託(以下「本業務」という。)

第2項 本業務の目的及び内容

本業務の仕様書のとおり。

第3項 本要項の目的

この要項は、本業務を公募型プロポーザル方式により執行するために必要な事項を定め、 最優秀提案者を選定することを目的とします。

第4項 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務の検討分野は多岐に亘り、また、最適な成果の水準が予め特定されないことなどから、応募者の能力及び提案内容等を総合評価したうえで最適な随意契約の候補を選定するプロポーザル方式を採用します。

また、数多くの提案内容を比較評価したいことから、プロポーザルの型式は公募型を採用します。

第5項 提案限度額

1,320,000円(うち消費税及び地方消費税の額120,000円)

第6項 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとします。

(1)本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間において、次の①から⑥に 掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないも のとします。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とします。

- ① 印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名 停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として 排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥本業務の公告日と同日に公告した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画サウンディング型市場調業務委託の公募型プロポーザルに参加申し込みした者。
- (2) 平成25年度以降において、集客施設や商業店舗等の経営診断に関する業務の元請 実績(業務が完了し引渡しが済んだものに限る)を有する者であること。
- (3) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条で規定する中小企業の経営 診断の業務に従事する者(以下、「中小企業診断士」という。)を直接的に雇用(採用 予定者を含む)又は登録等(登録等予定者を含む)している法人であること。
- (4) 2人以上の中小企業診断士を選任することができる者であること。

第7項 事務局(書類の提出先・連絡先)

 $\mp 270 - 1352$

千葉県印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進室

電 話:0476-46-2734 メール:jikisisetu@inkan-jk.or.jp

担当者:川砂·金子

第8項 スケジュール

手続き	受付開始及び提出期限等	関係項目
参加申し込みに関する提出書類の 受付開始(公告日)	令和5年5月 2日(火)	第2節第1項
質問書の受付開始	令和5年5月 2日(火)	第3節第1項
質問書の提出期限	令和5年5月26日(金)	第3節第1項
参加申し込みに関する提出書類の 提出期限	令和5年6月 2日(金)	第2節第1項
1 次評価結果通知書の発送	令和5年6月 7日(水)※予定	第5節第1項
2次評価(ヒアリング)の開催	令和5年6月13日(火)※予定	第5節第2項
2次評価結果通知書の発送	令和5年6月19日(月)※予定	第5節第4項
契約締結	令和5年6月23日(金)※予定	第5節第6項

第2節 参加申し込みの手続き

第1項 参加申し込みの手続き

(1)提出書類

提出書類	説明	部数
①参加申込書		1
(別紙様式1)		1
②契約実績確認書類	第1節第6項(2)で規定する実績を確認する書類	各1
	として、最新1件分の契約書及び仕様書の写し	·П 1
	第1節第6項(3)の規定により選任する中小企業	
 ③雇用又は登録の確認書	診断士を直接的に雇用又は登録等していることを	
類	確認する書類として、雇用契約書等の写し又は登録	各1
//	書類等の写し(当該確認に必要のない情報は黒塗り	
	してください)	
	見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ総	
④見積書	額を記入してください。また、見積書の宛名は、「印	1
(任意様式)	西地区環境整備事業組合 管理者 板倉正直」と記	1
	載してください。	
⑤業務の実施体制	第1節第6項(4)で規定する中小企業診断士の選	7
(別紙様式2)	任を確認及び評価する書類	<i>'</i>
⑥企画提案書	記述内容:持続可能な集客施設に求められること	7
(任意様式)	用紙枚数:1枚とします。	1

(2) 留意事項

企画提案書の作成における留意事項は、次のとおりです。

- ①口頭説明を要さずに企画提案が理解できる内容としてください。
- ②用紙のサイズは、日本産業規格A列4番縦型としてください。
- ③プリントは、片面としてください。(カラー印刷可)
- ④文字のサイズは、11ポイント以上としてください。ただし、図表等で用いる文字は除きます。
- ⑤用紙の左側(綴る側)に10mm以上の余白を設けてください。
- ⑥個人情報のほか、提案者名や企業ロゴマークなど、提案者名の特定が可能な記述 は、行わないでください。
- ⑦再委託を予定している場合は、一部であっても再委託の予定先と範囲を記載して ください。

⑧当組合におけるこれまでの取り組みに対し批判的な内容であっても、本プロポーザルの評価及び将来に亘る一切について、何ら影響(提案者の不利益)はありません。

(3)提出方法

持参又は郵送により提出してください。 なお、郵送により提出する場合は、事前にその旨を電話連絡してください。

(4)提出期間

令和5年5月2日(火)から令和5年6月2日(金)17時まで(必着)

第2項 提出書類の受理通知書の発送

(1) 発送日

提出書類を受理した日から起算した3日後(土日祝日を除く)までに発送します。

(2) 発送先

全ての参加申込者

第3節 質問及び回答

第1項 質問の手続き

(1)提出書類

質問書(別紙様式3)

(2)提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。 なお、持参以外の方法により提出する場合は、事前にその旨を電話連絡してください。

(3)提出期間

令和5年5月2日(火)から令和5年5月26日(金)17時まで(必着)

(4) 備考

①質問書は、提出期間中、何度でも提出できるものとします。また、回答書に対する 質問書の提出もできるものとします。

- ②本プロポーザルの評価に支障をきたす恐れのある質問を含む質問書は、受け付けません。
- ③質問元の事業者名は公表しません。

第2項 質問書に対する回答

質問書を受理した日の翌日から起算した3日後(土日祝日を除く)の17時までに、当該 質問書に対する回答書を当組合のホームページ(下記アドレス)に順次掲載します。

ただし、第1節第6項で規定する参加資格要件に関する質問に対する回答は、質問提出者 のみに個別回答し、当該回答内容を当組合のホームページに掲載しません。

http://www.inkan-jk.or.jp/

第3項 回答書の取り扱い

回答書は、仕様書等の契約書類に対する追加又は修正として取り扱います。

第4節 評価組織及び評価項目・評価基準等

第1項 評価組織

1次評価(書類評価)及び2次評価(ヒアリング)を行い、プロポーザル内容を総合的に評価し最優秀提案者を選定する組織として、当組合の職員で構成する印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画に係る経営診断業務委託最優秀提案者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置します。

第2項 評価項目・評価基準等

「公募型プロポーザルの評価項目等一覧(別紙1)」(以下「評価項目等一覧」という。) のとおりです。

第5節 評価方法及び最優秀提案者の選定

第1項 1次評価(書類評価)

提案者の多少に関わらず、1次評価として書類評価を行います。

なお、1次評価は提案者名の秘匿性を保持することとし、提案者名の特定が可能と考えられる記述等が認められる場合は、当該箇所を事務局で黒塗りしたうえで、選定委員会の委員へ書類提出します。

(1)対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定するNo.1からNo.3とします。

(2) 上位提案者の選定

提案者が多数の場合は、1次評価で上位提案者を選定し、第2項で規定する2次評価(ヒアリング)に進む提案者の数を限定する場合があります。

(3) 1次評価結果通知書の発送

①発送日

令和5年6月7日(水)※予定

②発送先

全ての参加申込者

第2項 2次評価(ヒアリング)

2次評価としてヒアリング(提案者のプレゼン及び質疑応答)を行います。

(1) 2次評価に参加できる者

第1項(3)で規定する1次評価結果通知書に「2次評価の出席案内」が付記されている者とします。

(2)提案者がプレゼンする範囲

評価項目等一覧で規定するNo.2及びNo.3とします。 ※プレゼンする内容は、その一部・全部を問わず任意とします。

(3)対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定するNo.2からNo.4とします。 ※No.1は、1次評価で評価点が最終決定します。 ※No.2及びNo.3は、2次評価におけるヒアリングの内容如何により、1次評価における評価点を各々補正(増、変わらず又は減)し、最終決定します。

(4) 開催日時

令和5年6月13日(火)※予定 時間は、9時から20時の間で、当組合が指定します。

(5) 開催場所

当組合 3階会議室

(6) 出席人数

4人までとします。

(7) 時間配分

- ①プレゼンの時間は、30分以内とします。
- ②プレゼン後に実施する質疑応答の時間は、30分以内とします。 ※プレゼンの余剰時間は、質疑応答の時間へ加えません。

(8) プレゼン及び質疑応答を担任する者

特別の事情がない限り、第1節第6項(4)で規定する中小企業診断士が、主導的な立場として担任してください。

(9) 備考

- ①パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェア、プロジェクタ及びスクリーンの使用は不可とします。
- ②新型コロナウイルス感染拡大の状況により、2次評価(ヒアリング)をオンライン形式等で実施する場合があります。この場合、1次評価結果通知書にオンライン形式等で2次評価(ヒアリング)を実施する旨を付記します。

第3項 最優秀提案者(受託候補者)の選定

評価項目等一覧で規定するNo.1の評価点(1次評価で最終決定)に、2次評価における同No.2からNo.4の評価点を足した合計評価点(選定委員会の全委員の合計点)が最上位の者を最優秀提案者として選定します。

なお、当該最上位の者が複数の場合は、同No.1の見積金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定し、当該見積金額も同額の場合は、くじ引きによります。

ただし、当該最上位の者の評価点について、上記の合計評価点を選定委員会の委員数で除 した値が50点に満たない場合は、本プロポーザルを無効とします。

第4項 2次評価結果通知書の発送

(1) 発送日

令和5年6月19日(月)※予定

(2) 発送先

2次評価を行った全ての者

第5項 契約締結前の提出物

最優秀提案者は、見積書の内訳書(任意様式)を速やかに提出してください。

第6項 契約締結

企画提案書、回答書及びヒアリングの内容に基づき、当組合と最優秀提案者で契約内容の協議を行い、令和5年6月23日(金)に、随意契約により契約を締結する予定です。(別添の業務委託契約書案を参照)

なお、当該協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点提案者との契約協議を行います。 また、最優秀提案者が正当な理由なく当該協議又は契約締結を辞退する場合は、印西地区 環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う 場合があります。

第6節 失格要件等

第1項 失格要件

第1節第6項(1)で規定するもののほか、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は 失格とします。

- ①提出書類に過不足がある場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超過した見積書を提出した場合
- ④正当な理由なく2次評価に遅参又は欠席した場合
- ⑤本要項で規定する手続き以外で、当組合の職員に対し、本プロポーザルにおける助言等 を得ることを目的とした連絡及び接触を行ったと選定委員会が認定した場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと選定委員会が認定した場合

第2項 その他留意事項

- ①天災等の不測の事態により、書類提出の遅延及び2次評価に遅参又は欠席する恐れの ある場合は、事前に電話連絡し指示を受けてください。
- ②提出書類の受理後、書類の修正及び追加提出は、認めません。
- ③当組合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ④提出書類は、返却しません。
- ⑤提出書類は、評価等を行うにあたり必要最小限の範囲で複製を作成する場合があります。
- ⑥受注者が提出した書類の著作権及び利用権は、当組合に帰属するものとします。
- ⑦参加申込書を当組合が受理した後に本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに電話連絡のうえ、辞退理由を記載した任意様式の辞退届を提出してください。
- ⑧参加申込者が1者であっても、本プロポーザルは実施します。
- ⑨選定委員会による評価の経緯等に関する問い合わせは、受け付けません。
- ⑩評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。
- ①本プロポーザル手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法 及び時間は日本の標準時とします。
- ②本プロポーザルに要する経費は、提案者側で負担してください。
- ③本プロポーザルは、最優秀提案者を選定することを目的に実施するものであり、必ずし も提案された内容で契約締結するものではありません。
- ④最優秀提案者は、契約締結を経て業務完了までの間、業務の実施体制(別紙様式2)に 記載した中小企業診断士を変更することができないものとします。ただし、退職等、止 むを得ない事情がある場合は、当組合が同等以上と判断する者に限り、変更することを 可能とします。

第7節 情報公開

第1項 情報公開

最優秀提案者の選定後に、次の事項を当組合のホームページで公表します。

- ①選定委員会による評価結果(最優秀提案者以外の提案者名は秘匿)
- ②選定委員会の委員長による総括
- ③選定委員会の委員の職氏名